

いじめ防止基本方針

瀬戸内町立篠川小中学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や児童の様子、回数などで表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って捉えることが必要である。

2 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- (1) いじめの防止のための対策はいじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめに関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめを克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは人として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは潜在的に、いつでもどこにでも起こりうる。
- (3) 加害と被害という単純な構図ではなく、傍観者の存在や日常の関わり方など、集団全体の問題でもある。
- (4) 被害児童生徒が事実と反して、いじめられていることを否定することもありうる。
- (5) いじめられる側にも問題があるという認識による指導に陥らないよう注意する。
- (6) しばらく様子を見ようという消極的対応にならないようにする。
- (7) 学校外でのいじめについても、対応に関わる必要がある場合があることを踏まえる。
- (8) 問題の解決を児童生徒や保護者との情報共有や確認を大切にしながら行う。問題の解決や対応を一人で抱え込まず、組織的な対応に留意する。

4 Momの視点による人権教育の推進

教師が児童生徒一人一人を温かいまなざしで見つめ、そのよさや可能性を伸ばそうとすると、児童生徒が安心感や自信をもち、お互いのよさを認め、支え高め合うことができるようになる。そのために教師は、「M:見つめる」、「o:思いをめぐらす」、「m:向き合う」のMomの基本姿勢で子どもに寄り添う必要がある。

また、教師はきめ細やかな指導を常に心掛け、児童生徒が分かるようになる、できるようになることで、自己肯定感や自己有用感を育み、学校での居場所を作る。

Momの児童生徒と関わる基本姿勢

M：（子どもの事実を知るために）見つめる

・元気がない　・覇気がない　・学習意欲がない　・何に対しても興味がない
・学習意欲がない　・宿題をしてこない　・登校をしぼる　・よく遅刻をする
・よく学校を休む　・感情が不安定　・言葉遣いが悪い　・反抗的な態度
・人をすぐ非難する　・人にすぐ乱暴にする　・きまりを守らない　　など

o：（子どもの気持ちに）思いをめぐらす

このような行動のその背景には何があるのかを探り当てて

m：（子どもから見えてきた課題に）向き合う

子どもの生活の事実から出発し、課題を取り除く

5 具体的なないじめの態様（例）

(1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

ア 不快に感じるあだ名を付けられ、しつこく言われる。
イ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
ウ 「消えろ」、「死ね」、「殺す」などと存在を否定される。

(2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ア 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
イ わざと会話をしない。
ウ 席を離す。避けるように通る。

(3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

ア 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
イ ぶつかるように通る。通るときに足をかけられる。

(4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

ア 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返させる。
イ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して暴力をふるう。

(5) 金品をたかられる。

ア 脅されてお金や金品や品物を要求される。
イ 筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。

(6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

ア 靴を隠される、ゴミ箱に捨てられる。
イ 持ち物を傷つけられる、ゴミ箱に捨てられる。

(7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ア 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
イ 人前で衣服を脱がされる。
ウ 脅されて万引き等をさせられる。

(8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

- ア SNS (LINE, フェイスブック, ツイッターなど) に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり, 個人情報や見られたくない写真を掲載されたりする。
- イ いたずらや脅しのメールを送られる。
- ウ SNSのグループからわざと外される。

6 発達支持的生徒指導

人権教育や市民性教育を通じて, 「多様性を認め, 自他を尊重し, 互いを理解しようと努め, 人権侵害をしない人」に育つように働きかける。

(1) 「多様性に配慮し, 均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

集団教育の場である学校, 学級において凝集性を高めることは必要だが, 行きすぎて同調圧力が強まると, 多様性を認め合うことが難しくなる。教室に様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し, 児童生徒がお互いの違いを理解し, 「様々な人がいた方がよい」と思えるように働きかける。

(2) 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく, 対等で自由な人間関係を築くことを目指す

学力以外にも様々な観点から, 児童生徒の興味があること, 好きなこと, 夢中になれることを学校生活において, どれだけ提供することができるのかが重要で, 自分のやろうとすることが認められ, 応援してもらっていると感じて初めて, 学校が居場所であると思えるようになる。

(3) 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むことを目指す

自己への信頼とは, 主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ, 他者の役に立っていると実感することによって育まれる。お互いに助け合いながら, 学級の係活動や児童生徒会・委員会活動等において何ができるのか, 児童生徒自身が考える機会を与えることが必要である。

(4) 「困った, 助けて」と言えるように適切な援助希求を促すことを目指す

困ったときや悩みがあるときに, 隠して耐えるのではなく, 弱音を吐いたり, 人に頼ったりすることができる雰囲気があれば, 児童生徒は学校・学級で安全・安心に過ごすことができる。「困った, 助けて」と言える雰囲気と「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築くことが必要である。

7 課題未然防止教育

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で, 全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを生徒指導はもとより, 各教科での学習, 道徳科や特別活動, 体験学習などを通じて継続的に行うことが必要である。

(1) いじめの心理から考える未然防止教育の取組

学校においては, 道徳科や学級活動の時間に実際の事例や動画等を教材に児童生徒同士で検討したり, いじめの場面のロールプレイを行ったりするなど, 体験的な学びの機会を用意する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え, 考え, 議論することにより, いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが, いじめの未然防止教育として必要である。また, 児童生徒自身が自分の感情に気づき, 適切に表現することについて学んだり, 自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも重要である。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成立する。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」の存在が必要である。担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級の安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要である。

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚をもつように働きかけることが必要である。また、発達段階に応じて、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも未然防止教育として重要である。

8 課題早期発見対応

(1) いじめに気付くための組織的な取組

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後の感情を理解する必要がある。そのために児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が必要である。

主ないじめ発見のルートとしては、アンケート調査、本人からの訴え、当該保護者からの訴え、担任による発見などがある。少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。また、児童生徒に安心感を与えるこまめな校内的見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切である。さらに、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることはいじめの早期発見を可能にすることができる。

(2) いじめへの対応の原則の共通理解

ア いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、以下のような点に留意して、心のケアを行うことが不可欠である。

- ・ 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・ いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・ 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
- ・ 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

イ 被害者のニーズの確認

対応の第二歩としては、被害者のニーズを確認する。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることが必要である。

ウ いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を

図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも重要である。

エ いじめの解消

対応の第四歩としては、いじめの解消を目指すことである。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められる。解消の二条件の「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を満たしているかどうかを本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った後も卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切である。

9 困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが必要とされる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられる。

- (1) 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- (2) 被害と加害が錯綜しているケース
- (3) 教職員等が被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- (4) いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にあるケース
- (5) いじめが集団化し、孤立状況にある(被害児童生徒が捉えている場合も含む)ケース
- (6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- (7) 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階からSCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

ケース会議においては、

- ① アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等)を行う。
- ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてプランニングを行う。

ケース会議後に、

- ③ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
- ④ 指導・援助プランを実施する。
- ⑤ モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等)を行う。なお、問題に応じて警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。

いじめが認知された後の対応は、

- ⑥ 教育委員会等への報告及び情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保

管も不可欠である。

10 教職員の資質向上

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくために、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識の高揚を図る必要がある。そして、児童生徒の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質も向上させていく必要がある。そのため、児童生徒一人一人が自尊感情、自己存在感や自己有用感をもち、互いを思いやり、尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童生徒理解による生活指導のあり方など、多様な内容の研修が必要とされる。また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員が共有し、個別の事例研究等により、教職員の共通理解を図る。「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生活指導をはじめとする学級経営、集団づくり、授業づくり、児童生徒理解等々、多様なテーマに及び、これらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、共通認識や問題意識をもって臨むこと大切である。

11 いじめ防止対策委員会

【 目的 】

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「篠川小中学校いじめ防止対策委員会」を設置し、「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるかを判断し、いじめの解消の対処に当たる。また、いじめ防止に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担う。

【 組織構成 】

校長、教頭、生徒指導担当、保健担当、教務担当、養護教諭、教育相談担当、必要に応じて外部の専門家

【 役割 】

- (1) 年間指導計画の作成・実行の中核的役割を果たし、校内研修を企画・実施する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口として複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理して共有する。
- (3) いじめの疑いのある場合に緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携等の対応をする。
- (4) 学校はいじめ防止等基本方針が適切に機能しているか点検を行い、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う。
- (5) いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合に調査組織の母体になる。

12 いじめ防止対策年間計画

月	活 動 内 容
4月	○いじめ防止基本方針・年間計画の確認（ホームページへの掲載） ○いじめ問題を考える週間 ○学校楽しいーとの実施と分析 ○学級PTA（啓発） ○職員研修
5月	○教育相談 ○人権週間の各取組 ○人権集会
6月	
7月	○人権集会 ○学級PTA（啓発）
8月	○職員研修
9月	○いじめ問題を考える週間 ○学校楽しいーとの実施と分析
10月	○教育相談 ○人権集会
11月	
12月	○人権週間の各取組 ○人権集会 ○人権チェックカード ○学級PTA（啓発）
1月	○学校楽しいーとの実施と分析
2月	○教育相談 ○人権集会 ○学級PTA（啓発）
3月	○いじめ防止基本方針の見直し ○年間計画の作成
【毎週】	○生徒指導連絡会（毎週水曜日職員朝会終了後）
【毎月】	○いじめに関するアンケート
【通年】	○児童観察 学校だより・学級だよりによる啓発 ○外部研修会への参加
必要に 応じて	○教育相談（児童） ○教育相談（保護者） ○家庭訪問 ○ケース会議 ○関係機関との連携

13 関係機関

関 係 機 関	連 絡 先
瀬戸内町教育委員会 総務課	0997-72-0113
瀬戸内警察署 生活安全刑事課	0997-72-0110
大島児童相談所	0997-72-6070
瀬戸内町役場 町民生活課児童母子係	0997-72-1060
瀬戸内町役場 保健福祉課保健予防係	0997-72-1068